

岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱

平成29年3月31日決裁

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 製造工場又は研究所（以下「工場等」という。）のうち、岡山市内において長期にわたり事業を継続している者の戦略的再投資、拠点強化及び生産性向上・職場環境改善型投資を支援することにより、市内での事業継続を図り、工場等の流出を防止するとともに、雇用の維持又は創出並びに地域経済の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において岡山市再投資・拠点強化促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるものほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものを除くほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 公的団体 岡山県、岡山市、岡山県土地開発公社、岡山市土地開発公社をいう。
- (2) 公的団地 公的団体が造成し又は分譲している一団の産業団地をいう。
- (3) 公的団地用地 公的団体から直接企業が取得した公的団地内の土地をいう。
- (4) 民有地 公的団地用地以外の土地をいう。
- (5) 製造工場 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (6) 機械設備 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第2条第2項に掲げる開発研究用減価償却資産のうち機械及び装置であって、工場等の用に直接供するものをいう。

- (7) 取得 土地又は建物を新たに所有又は賃借することをいう。
- (8) 戰略的再投資 既に稼働している機械設備の単純な更新、移設又は増設ではなく、補助事業者が自ら行う研究開発をもとに、新たな製品を生み出す事業に係る機械設備の新增設であって、既存の機械設備より生産性の向上が大きく図られるもの、高性能化が推進されるもの又は環境負荷が軽減されるもの等をいう。
- (9) 抱点強化 市外にある製造・研究開発部門の全部又は一部を市内の工場等に統合・集約すること等をいう。
- (10) 生産性向上・職場環境改善型投資 既に稼働している機械設備の単純な更新、移設又は増設ではなく、既存の機械設備より生産性の向上が図られるものを新增設するとともに、人材確保を目的とした設備投資であって、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 快適な職場環境が形成されるもの。
 - イ 女性の就業しやすい職場環境が形成されるもの。
 - ウ バリアフリー・ユニバーサルデザインを導入した職場環境が形成されるもの。
- (11) 設置等 工場等を新たに設置し、又は拡張し、若しくは既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置することをいう。
- (12) 認定工場等 第7条の認定を受けた補助対象事業の目的となっている工場等及び機械設備をいう。
- (13) 立地協定 工場等の設置等にあたり、岡山市と補助事業者が締結する協定をいう。
- (14) 立地決定日 立地協定日、土地建物売買契約日、賃貸借契約日、事業用定期借地権等設定契約日、工事契約日、第7条の認定を受けた日のいずれか早い日又は市長の認める日をいう。
- (15) 常用雇用者 認定工場等に従事するために当該企業に雇用される者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
- ア 県内に住所又は居所を有すること。
 - イ 雇用期間の定めのこと。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者であること。
- (16) 新規常用雇用者 常用雇用者のうち次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に新たに雇用された者
 - イ 立地決定日前に既に当該企業に雇用されている者で、立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に、新たに県内に住所又は居所を定めた者（立地決定日前に既に市内にある既存工場等に

従事している者を除く。)

(補助対象事業)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において工場等を立地して行う事業であって、次に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

(1) 公的団地用地に製造工場を設置等する場合にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

- ア 市内において工場等の事業を開始した日から10年を経過したものであること。
- イ 戰略的再投資、拠点強化又は生産性向上・職場環境改善型投資を行うものであること。
- ウ 既存工場等の敷地面積が1,000m²以上であること。
- エ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が5億円（中小企業にあっては2億円）以上であること。

(2) 民有地に製造工場を設置等する場合にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

- ア 市内において工場等の事業を開始した日から10年を経過したものであること。
- イ 戰略的再投資、拠点強化又は生産性向上・職場環境改善型投資を行うものであること。
- ウ 既存工場等の敷地面積が3,000m²以上であること。
- エ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が5億円（中小企業にあっては2億円）以上であること。

(3) 公的団地用地に研究所を設置等する場合にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

- ア 市内において工場等の事業を開始した日から10年を経過したものであること。
- イ 戰略的再投資、拠点強化又は生産性向上・職場環境改善型投資を行うものであること。
- ウ 既存工場等の敷地面積が1,000m²以上であること。
- エ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が2億円（中小企業にあっては1億円）以上であること。

(4) 民有地に研究所を設置等する場合にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業

- ア 市内において工場等の事業を開始した日から10年を経過したものであること。
- イ 戰略的再投資、拠点強化又は生産性向上・職場環境改善型投資を行うものであること。
- ウ 既存工場等の敷地面積が2,000m²以上であること。
- エ 補助対象事業に伴う固定資産投資額が2億円（中小企業にあっては1億円）以上であること。

(補助事業者)

第4条 補助対象事業を行う者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、あらかじめ市長の認定を受けた者とする。

(1) 奨励金の認定申請時において、当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続して営んでいる営利法人であること。

- (2) 市税を完納していること。
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けたことがある場合、当該取消しの日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過していること。
- (4) 過去に市内の同一の工場等の同一内容の補助対象事業において奨励金の交付を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団
 - イ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - エ 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えていると認められる者

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度（国、県等が行う企業誘致のための補助制度を除く）の対象となっているものについては、奨励金の交付の対象としない。

(認定の申請)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、原則として工場等を建設する場合にあっては建設工事に着手する日の前日まで、既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合にあっては機械設備の設置に着手する日の前日までに認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 新設（増設）工場等建設・機械設備設置計画書（図面添付のこと。）
- (3) 用地の取得及び面積を証する書類又は用地の取得、面積及び造成計画書
- (4) 固定資産投資額の一覧表
- (5) 雇用者の雇入れに関する計画書
- (6) 定款
- (7) 法人の登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る）
- (8) 申請時前3箇年分の営業報告書
- (9) 市税を完納していることを証明できる書類（発行から3箇月以内のものに限る）
- (10) 市内の工場等の全部又は一部を用途廃止する場合は、廃止する工場等の固定資産評価額等に関する証明書（発行から3箇月以内のものに限る）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の会計年度において、同一の工場等につき1回までとする。

(補助対象事業の認定)

第7条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適當と認めるときは補助対象事業の認定の決定を行い、認定申請を行った者に対し認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が、認定工場等の建設又は機械設備の設置の内容を変更しようとするときは、原則として当該変更内容を実施する日の30日前までに変更認定申請書（様式第3号）を、認定工場等の建設又は機械設備の設置を中止し、又は廃止しようとするときは、認定工場等建設・機械設備設置中止（廃止）届出書（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を認めるとときは、補助対象事業の変更認定を行い、当該認定企業に変更認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により認定工場等建設・機械設備設置中止（廃止）届出書を提出し、当該届出書が市長に到達したときは、何らの手続を要せず前条の認定は効力を失うものとする。

(地位の承継)

第9条 合併、譲渡その他の事由により、認定企業の地位の承継が生じる場合には、認定企業地位承継届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定企業の地位を承継した者は、規則及びこの要綱を遵守しなければならない。
(認定の取消し)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は第8条第2項の変更認定の取消をすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手続によることなしに認定された内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (5) 補助対象事業が中止又は廃止の状態にあると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、当該認定企業に書面により速やかに通知するものとする。

(奨励金の額等)

第11条 奨励金の種類、使途、金額、補助率及び限度額等は、別表に定めるところによるものとする。

- 2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、奨励金の種類ごとにその額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第12条 奨励金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、奨励金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、認定工場等において事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）から1年6箇月を経過する日までの間とする。ただし、既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合にあっては、事業開始日の属する年の翌年度以降であって、事業開始日から1年6箇月を経過する日までの間とする。
- 3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業概要書
- (2) 新設（増設）工場等建設・機械設備設置概要（図面添付のこと。）
- (3) 用地の取得及び面積を証する書類
- (4) 固定資産投資額の一覧表及び投資額を確認できる書類
- (5) 新規常用雇用者一覧表
- (6) 新規常用雇用者が岡山県内に住所又は居所を有することを証明する書類（発行から3箇月以内のものに限る）
- (7) 新規常用雇用者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類
- (8) 障害者雇用がある場合は、障害者手帳の写し又はその他障害の証明できる書類
- (9) 市発行の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産評価証明書（発行から3箇月以内のものに限る）
- (10) 公害防止対策の概要
- (11) 定款
- (12) 法人の登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る）
- (13) 申請時前3箇年分の営業報告書
- (14) 市税を完納していることを証明できる書類（発行から3箇月以内のものに限る）
- (15) 市内の工場等の全部又は一部を用途廃止する場合は、廃止する工場等の固定資産評価額等に関する証明書

(16) その他市長が必要と認める書類

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付決定及び額の確定)

第13条 市長は前条第1項の規定による奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に対し奨励金交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第14条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(奨励金の交付及び実績報告)

第15条 補助事業者は、第13条の規定による奨励金の交付の決定及び額の確定があったときには、奨励金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに請求者に奨励金を交付するものとする。

3 規則第16条第1項に規定する補助金実績報告書の提出は要しないものとする。

(事業の中止又は廃止)

第16条 補助事業者は、認定工場等の事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに事業（中止・廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第17条 市長は、規則第20条第1項各号に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 認定工場等の事業開始後10年以内に事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

(奨励金の返還)

第18条 市長は、奨励金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、補助事業者に対し奨励金返還命令書（様式第10号）により納付期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第19条 補助事業者は、第17条及び規則第20条第1項に定める事由による取消しを受けた場合において、前条の規定による奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた奨励金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 補助事業者は、奨励金の交付の対象となった認定工場等を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、岡山市再投資・拠点強化促進奨励金対象財産の処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、認定工場等の事業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分の場合については、この限りでない。

（報告、調査）

第21条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又はそれに基づく調査をすることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者はこれに協力するものとする。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 改正後の岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 改正後の岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 改正後の岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 改正後の岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 改正後の岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 改正後の岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に認定を受けるものから適用する。

別表（第11条関係）

種類	建物補助金	機械設備補助金	人材確保奨励金
用途	工場等の建設整備	機械設備の設置	新規常用雇用
金額	家屋に係る固定資産評価額に下欄の補助率を乗じて得た額	償却資産（機械及び装置、開発研究用減価償却資産に限る）に係る固定資産取得価額に下欄の補助率を乗じて得た額	新規常用雇用者のうち市内に住所を有する者の数に下欄の金額を乗じて得た額
補助率	100分の9	100分の3	60万円 (障害者は120万円)
限度額	建物補助金と機械設備補助金の合計額 3億円		認定通知書記載金額

備考

- 1 奨励金の額は、建物補助金、機械設備補助金及び人材確保奨励金を合計した額とする。
- 2 生産性向上・職場環境改善型投資に係る建物補助金及び機械設備補助金については、上記補助率に2分の1を乗じた率とし、限度額については、上記額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 この表中「固定資産評価額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により決定し、同法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。
- 4 この表中「固定資産取得価額」とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち法人税法施行令第13条第3号に掲げる機械及び装置又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令第2条第2項に掲げる開発研究用減価償却資産のうち機械及び装置であって、地方税法第411条の規定により固定資産課税台帳に登録されたものとする。ただし、固定資産取得価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれている場合は、消費税及び地方消費税相当額は差し引くものとする。
- 5 この表中「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者とする。